

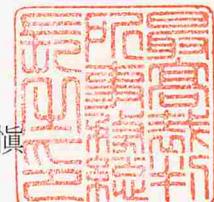
最高裁秘書第1857号

令和2年8月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



慎

司法行政文書開示通知書

5月7日付け（同月11日受付、第020126号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

4月24日付け最高裁総一第562号総務局第一課長、人事局任用課長依頼「司法修習開始日等の周知について」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

最高裁総一第 562 号

令和 2 年 4 月 24 日



文部科学省高等教育局専門教育課長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 平 城 文 啓

最高裁判所事務総局人事局任用課長 馬 場 俊 宏

司法修習開始日等の周知について（依頼）

令和元年 6 月に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 44 号）」が成立し、同法律による改正後の司法試験法第 4 条第 2 項及び裁判所法第 66 条第 1 項が令和 4 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、所定の要件を満たす法科大学院在学中の者に司法試験の受験資格が認められるとともに、同受験資格に基づき司法試験を受験し、これに合格した者について、法科大学院の課程の修了が司法修習生の採用要件とされます。

最高裁判所においては、先般、司法試験委員会が令和 5 年以降に実施する司法試験の日程を毎年 7 月中旬から下旬までの間とするとの方針を決定したことを受け、上記改正法の趣旨及び法科大学院の学事日程への影響等を考慮し、令和 5 年度以降に実施する司法修習について、毎年 3 月 20 日前後（最も早い年で 3 月 19 日）に、司法修習生を採用し、司法修習を開始することとしました。

これにより、令和 5 年度以降、上記受験資格により司法試験に合格した者については、司法修習生の採用要件として最も早い年で 3 月 18 日までに法科大学院の課程を修了していることが必要となります。その確認手続としては、各法科大学院において実質的な修了判定が行われた後、司法修習開始日の約 1 週間前までに、各法科大学院から最高裁判所に対して確認対象者の修了又は修了予定を通知していくことといたします。

なお、採用された司法修習生が法科大学院の学位授与式への出席を希望する場合には、これを理由とする司法修習の欠席を認めた上、欠席により不利益を被ることのないように配慮することを検討しています。

以上に関する具体的な日程や手続等の詳細については、令和4年度中に各法科大学院に対して適宜の方法で連絡する予定です。

最高裁判所としては、今後も法科大学院に対する丁寧な説明等を通じて、本件の趣旨への御理解を賜り、御協力いただけるよう最大限努力していく所存ですが、貴職におかれましても、令和5年度以降の司法修習開始日及び上記修了者等の通知手続の検討状況等について、各法科大学院に対する周知を図っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【担当】

最高裁判所事務総局総務局

局付 岩佐圭祐(内線 [REDACTED])

電話番号 03-3264-8111(代表)